

ミャンマー最低賃金の動向と公務員手当との関係性について

2025年12月

One Asia Lawyers ミャンマー事務所
代表弁護士（日本法）：佐野 和樹

1 はじめに

ミャンマー政府の最低賃金設定全国家委員会は、2025年10月14日付で、日額7,800チャット（約380円）を実質的な最低賃金として設定しました。

これは、従来の基本日額4,800チャットに段階的な追加手当を上乗せする形で引き上げられたもので、2023年・2024年に続く増額措置となります。



近年の動向から、今後も断続的な実質最低賃金の増額が見込まれます。本ニュースレターでは、民間企業向け実質最低賃金の改定がどのように公務員等の手当増額と連動しているかについて整理します。

2 公務員等の手当増額と民間最低賃金改定の関係

ここ数年、最低賃金の追加手当が増額される際には、

- ① まず公務員・軍人・政府部局の臨時職員・日雇い労働者（以下「公務員等」という。）向けの手当増額通知が軍評議会（State Administration Council: SAC）または財務・歳入省（Ministry of Finance and Revenue）から発出され、
 - ② その後ほどなくして国家最低賃金決定委員会が民間企業向けの最低賃金引き上げ通知を発出する
- という流れが続いているです。

過去3回の例は以下のとおりです。

■ 2023年の改定

- ・公務員等に対する追加手当の支給（2023年10月1日開始）を発表
- ・直後の2023年10月9日、通知「国家最低賃金決定委員会2023年第2号」を発出
- ・日額1,000チャットの追加手当が規定され、日額合計5,800チャットに

■ 2024年の改定

- ・財務・歳入省が公務員等への特別手当増額（2024年8月開始）を2024年7月26日に発表
- ・2024年8月9日、通知「国家最低賃金決定委員会2024年第1号」が発出
- ・さらに日額1,000チャットの追加が加わり、日額合計6,800チャットに

■ 2025 年の改定

- ・財務・歳入省が 2025 年 9 月 30 日付 Notification No.110/2025 により、公務員等への追加手当増額を決定
- ・2025 年 10 月 14 日付で通知「国家最低賃金決定委員会 2025 年第 1 号」が発出
- ・さらに日額 1,000 チャットの追加が加わり、日額合計 7,800 チャットに

以上のとおり、公務員等に対する手当増額通知は、民間部門の最低賃金引き上げの前触れとなっていることが確認できます。

3 企業としての今後の対応

公務員等に関する追加手当は、財務・歳入省が通知を発行し、公務員等を対象としています。他方、民間企業の最低賃金・手当の基準は、国家最低賃金決定委員会（National Committee for Setting the Minimum Wage）の通知によってのみ定められます。

したがって、公務員等の手当増額通知が発出された時点で、直ちに民間企業へ法的義務が生じるわけではありません。
しかし、これまでの 3 回の例を見る限り、公務員等の手当増額後に民間向け最低賃金改定が行われる可能性は非常に高いと考えられます。

そのため企業としては、公務員等に関する追加手当に関する通知の発出後、最低賃金引き上げを前提にした人件費シミュレーションや給与テーブルの見直し準備を早めに進めておくことが望まれます。

以 上

〈注記〉本資料に関し、以下の点ご了承ください。

- ・本資料は 2025 年 12 月 14 日時点の情報に基づき作成しています。
- ・今後の政府発表や解釈の明確化、実務上の運用の変更に伴い、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても弊所は責任を負いません。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>

佐野 和樹

One Asia Lawyers パートナー弁護士（日本法）



ミャンマー拠点代表

2013 年よりタイで、主に進出支援・登記申請代行・リーガルサポート等を行う M&A Advisory Co., Ltd. で 3 年間勤務。2016 年より One Asia Lawyers 設立時に参画し、ミャンマー事務所・マレーシア事務所にて執務を行う。2019 年にミャンマー人と結婚し、現在はミャンマーに居住している。ミャンマー拠点代表として、アジア法務全般のアドバイスを提供している。

kazuki.sano@oneasia.legal